

○山梨県警察の宿日直勤務に関する訓令

平成25年 9 月 2 日

本部訓令第13号

改正 平成26年 3 月19日本部訓令第 4 号
平成27年 3 月11日本部訓令第 4 号
平成29年 3 月10日本部訓令第 6 号
令和 2 年10月 8 日本部訓令第 8 号
令和 3 年 3 月15日本部訓令第 3 号
令和 3 年 3 月15日本部訓令第 4 号
令和 4 年 3 月 4 日本部訓令第 2 号
令和 5 年 3 月 3 日本部訓令第 2 号
令和 5 年12月22日本部訓令第12号
令和 6 年 3 月 1 日本部訓令第 2 号
令和 7 年 6 月26日本部訓令第13号

山梨県警察の宿日直勤務に関する訓令（昭和44年山梨県警察本部訓令第20号）の全部を改正する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この訓令は、山梨県警察における宿直勤務及び日直勤務（以下「宿日直勤務」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

（勤務時間）

第 2 条 宿日直勤務の勤務時間は、次のとおりとする。

（1）宿直勤務

ア 宿直勤務終了日が勤務日（休日を除く。）の場合は、午後 9 時から翌日の午前 7 時30分までの間

イ 宿直勤務終了日が週休日又は休日の場合は、午後 5 時15分から翌日の午前 8 時30 分までの間

（2）日直勤務 午前 8 時30分から午後 5 時15分までの間

2 前項の時間経過後であっても、引継ぎを終わらない間は、なお宿日直勤務を継続するものとする。

(宿日直勤務の名称等)

第3条 宿日直勤務の名称、場所及び人員並びに宿日直事務責任者は、別表第1のとおりとする。

(宿日直勤務員の指定等)

第4条 宿日直事務責任者は、宿日直勤務命令簿（第1号様式）により翌月分の宿日直勤務員を指定し、あらかじめ本人に通知するものとする。

2 前項により指定された者が、出張、病気その他の理由により勤務することができないときは、所属課（係）において代行者を指名し、宿日直事務責任者に報告するものとする。

3 宿日直事務責任者は、警戒、警備、職場実習、実務研修その他必要があると認めるときは、当該期間につき勤務の人員を増加することができる。

(宿日直勤務員等)

第5条 宿日直勤務に服する者は、警部以下の警察官及びこれに相当する一般職員とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者についてはこの限りでない。

(1) 交替勤務に服する者

(2) 勤務の性質上、その他やむを得ない理由により宿日直勤務に服することが適当でないと宿日直事務責任者が認めた者

(3) 健康管理上宿日直勤務に服させることが適当でないと宿日直事務責任者が認めた者

(引継ぎ書類等)

第6条 宿日直勤務員は、次の書類等を宿日直事務責任者の指定した者から受領し、又は宿日直勤務者の間で確実に引継ぎし、勤務に服するものとする。

(1) 宿日直勤務日誌（第2号様式）

(2) 警察施設、拳銃等の管理のため必要な鍵（ICカードを含む。）

(3) 宿日直勤務予定表（警察署においては地域勤務計画を含む。）

(4) その他宿日直事務責任者が指定したもの

(引継ぎ)

第7条 宿日直勤務員は、宿日直勤務を終了したときは、勤務中に取り扱った事項を宿日直勤務日誌に記載し、宿日直事務責任者に報告するとともに、必要な事項及び物件を主管課長（警察署にあつては主管課又は係をいう。）に引き継がなければならない。ただ

し、勤務終了時が、週休日又は休日に当たるときは、交替の宿日直勤務員に引き継ぐものとする。

(休憩)

第8条 宿直勤務員は、勤務に支障がない限り、午後9時から翌日午前7時までの間、勤務場所の休憩室において休憩（仮眠）することができる。

(休養)

第9条 宿直勤務員は、深夜にわたり勤務したときは、勤務終了後、所属長の承認を得て休養することができる。

(実施細目)

第10条 勤務の心得その他この訓令の実施について必要な事項は、宿日直事務責任者が定め、本部長に報告するものとする。

第2章 警察本部等宿日直勤務

(宿日直勤務員の任務)

第11条 宿日直勤務員の主な任務は、他の訓令に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 庁舎等の火災、盗難等の予防警戒
- (2) 相談、届出等の受理
- (3) 各種手配その他応急的な事務の処理
- (4) その他宿日直事務責任者の命ずる事項

(宿日直勤務員の遵守事項)

第12条 宿日直勤務員は、前条に定める任務の遂行に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 宿日直勤務員は、みだりに勤務場所を離れてはならない。やむを得ない事情によりその場所を離れるときは、勤務に支障のないよう措置を執らなければならない。
- (2) 宿日直勤務員は、火災、盗難等を予防警戒するため、庁舎を2回以上巡視しなければならない。
- (3) 宿日直勤務員は、各室の鍵又はICカードの受渡しに当たっては、入庁者又は来庁者の氏名、受渡日時等を確認しなければならない。
- (4) 宿日直勤務員は、勤務中受理した文書、手配等で緊急を要するもの又は重要なものは、主管課長に報告の上、指揮を受けて処理しなければならない。この場合において、主な速報事案、報告先主管課等は、別表第2のとおりとする。

(宿日直責任者)

第13条 警察本部及び警察学校の各宿日直勤務に宿日直責任者を置く。

- 2 警察本部総合当直の宿日直責任者には警部の階級にある警察官をもって充て、警察本部総合当直以外の警察本部及び警察学校の各宿日直責任者には宿日直事務責任者が指定した者を充てるものとする。

(宿日直責任者の責務)

第14条 宿日直責任者は、宿日直勤務員を指揮監督し、宿日直勤務全般について責任を負うものとする。

- 2 警察本部総合当直の宿日直責任者は、緊急配備事件を認知した場合、生活安全部地域課通信指令室と緊密に連携し、事件処理に当たらなければならない。

第3章 警察署宿日直勤務

(宿日直勤務員の任務)

第15条 宿日直勤務員の主な任務は、第11条に掲げるもののほか、留置施設の管理及び事故の防止とする。

(宿日直勤務員の遵守事項)

第16条 宿日直勤務員は、第12条各号に掲げる事項を遵守しなければならない。この場合において、第12条第4号については、主管課長を警察署長と読み替えるものとする。

(宿日直責任者等)

第17条 警察署宿日直に宿日直責任者を置き、警部又は警部補の階級にある警察官をもって充てる。ただし、甲府警察署及び南甲府警察署にあっては、宿日直責任者のほかに宿日直主任を置き、宿日直事務責任者の指定する者を充てるものとする。

(宿日直責任者等の責務)

第18条 宿日直責任者は、宿日直勤務員を指揮監督し、当該宿日直勤務について責任を負うものとする。

- 2 宿日直主任は、当該宿日直勤務について責任を負うとともに、宿日直責任者を補佐し、宿日直勤務員を指揮監督するものとする。
- 3 宿日直責任者等は、緊急配備事件を認知した場合、宿日直勤務員及び当務地域警察官を指揮し、山梨県警察緊急配備等に関する訓令（平成3年山梨県警察本部訓令第18号）に基づき初動措置を執らなければならない。
- 4 宿日直責任者等は、警察署管内で逮捕事案等が発生し、自署に連行又は同行する必要

がある場合、直ちに警察署長に事案概要を報告し、次の措置を執らなければならない。

(1) 逮捕、連行等に携わる警察官に対し手錠の使用の有無及び確実な身体搜検の実施等逮捕、連行等の方法について確認するほか、庁内への護送用経路を指定しなければならない。

(2) 宿日直勤務員（休憩中の者を含む。）及び警察署で業務に従事している警察官を指揮し、車両の乗降場所や護送用経路に警戒員を配置した上、自らも警戒に当たり、被疑者の逃亡、罪証隠滅及び自殺を防止し、又は被疑者を奪還されることのないようにしなければならない。

附 則

この訓令は、平成25年9月11日から施行する。

附 則（平成26年3月19日本部訓令第4号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月11日本部訓令第4号）

この訓令中第1条から第3条までの規定は平成27年3月18日から、その他の規定は同年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月10日本部訓令第6号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月8日本部訓令第8号）

この訓令は、令和2年11月1日から施行する。

附 則（令和3年3月15日本部訓令第3号）抄

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年3月15日本部訓令第4号）

この訓令は、令和3年5月6日から施行する。

附 則（令和4年3月4日本部訓令第2号）

この訓令中第1条、第4条及び第6条の規定は令和4年3月18日から、第2条、第3条、

第5条及び第7条から第10条までの規定は同年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月3日本部訓令第2号）

この訓令中第1条、第5条、第7条及び第10条の規定は令和5年3月17日から、第2条から第4条まで、第6条、第8条、第9条及び第11条から第17条までの規定は同年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月22日本部訓令第12号）

この訓令は、令和6年1月4日から施行する。

附 則（令和6年3月1日本部訓令第2号）

この訓令中第2条、第5条、第7条、第10条、第13条、第16条及び第17条の規定は令和6年3月15日から、第19条の規定は同年3月22日から、第1条、第3条、第4条、第6条、第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第15条、第18条及び第20条の規定は同年4月1日から施行する。

附 則（令和7年6月26日本部訓令第13号）

この訓令は、令和7年7月7日から施行する。

別表・様式 略